

清掃センター受入ごみの項目別取扱一覧

家庭ごみ

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

第四条(国及び地方公共団体の責務) ※要旨抜粋

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める～以下省略～

項目	備考	種子島 清掃センター	中種子 清掃センター
可燃物	家庭系の可燃ごみ	有料 50 kgまで 260 円 (50 kg超は、10 kg増すごとに 50 円加算)	
不燃物	小型家電含む		
粗大ごみ	指定袋に入らないもの		
資源物 その他	アルミ・スチール缶	無料 【注】 資源物として再生可能(リサイクルできる状態)で、 分別されているものに限り、無料で受け入れます。 (目安：拠点収集されるものと同程度) 再生不可(リサイクルできない状態)のものは、 可燃物又は不燃物として受け入れができませんが、その 場合、上記の処理手数料が発生します。	
	ペットボトル		
	ビン類 (毒劇物類、医療関係類は除く)		
	古紙類		
	白色トレイ		
	発泡スチロール		
	廃食油		
	乾電池類		
	蛍光管・体温計		
ガス缶類			
草・竹・剪定枝・伐採木		少量(2～3袋程度)であれば、可燃物として 有料 で受け入れることができます。 なお、焼却炉投入口の大きさの関係で、60 cm以内 にカットして搬入をお願いします。	
		大量な際等、各市町の旧不燃物埋立地敷地内仮置場 (牧之峯・松原山) への持ち込みは 無料 です。 開放日や時間等が限定されていますので、詳しくは 各市町へお問い合わせください。	

※1 この表は、家庭から生じるごみのうち、市町の指定収集箇所(「可燃ごみステーション」及び「拠点収集ステーション」)以外の一般廃棄物排出方法である『清掃センター持込』に関する取扱を示したものです。

※2 家庭の粗大ごみ・廃食油以外は、できるだけ市町の指定収集箇所(「可燃ごみステーション」及び「拠点収集ステーション」)へ排出してください。